

【呉市水道局】平成23・24年度 建設工事入札参加資格審査追加申請手続の概要

呉市水道局が発注する建設工事の一般競争及び指名競争入札（随意契約を含む。）に参加する者で、入札に必要な資格の審査を受けようとする者は、建設工事入札参加資格審査申請書など所定の提出書類を提出してください。

申請後において申請書等の記載事項に変更を生じた場合は、すみやかに変更事項を記載した書類等を提出してください。

1 申請手続

書面における申請（呉市水道局では電子申請は受け付けていません。呉市へ電子申請した場合でも、水道局へ別途書面により申請する必要があります。）

- ア 提出先 呉市水道局 呉市水道局管理部財務課 呉市西中央3丁目1-5（呉市水道局2階）
呉市及び呉市交通局の資格審査を希望する方は、それぞれ別に申請が必要です。
- イ 提出方法 市内・準市内業者は持参。市外業者は持参又は郵送。（持参の場合は記載内容の説明ができる方がお越しくください。）
- ウ 提出書類 別表により必要な添付書類を提出してください。
（様式は呉市水道局ホームページに掲載しています。 様式集：<http://www.water-kure.jp/entrepreneur/koji/report.html>）
また、申請様式は呉市と同様ですので、呉市契約課ホームページからダウンロードした様式を使用しても構いません。**ただし、必要書類が電子申請時と異なりますので、確認した上で申請してください。**
- エ 提出期間 次表の右欄に掲げる要件を満たすものについて、それぞれ当該左欄に掲げる日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後4時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）に提出してください。なお、提出期間経過後は、呉市水道企業管理者が特に必要とする場合を除き受理しません。

申請期間	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書等の審査基準日
平成23年5月16日から 平成23年5月27日まで	平成21年10月17日以降
平成23年9月12日から 平成23年9月26日まで	平成22年2月13日以降
平成23年12月12日から 平成23年12月26日まで	平成22年5月13日以降
平成24年3月12日から 平成24年3月23日まで	平成22年8月13日以降
平成24年6月11日から 平成24年6月22日まで	平成22年11月12日以降
平成24年9月10日から 平成24年9月21日まで	平成23年2月11日以降

- オ 注意事項 提出書類の文字等が不明瞭な場合は受付できない場合があります。

2 特記事項

添付する経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書は、有効かつ最新のものに限ります。
また、平成23年度当初に登録する呉市水道局の技術者名簿（市内・準市内業者対象）には、今回の申請で提出された経営事項審査別紙二「技術職員名簿」に記載されている氏名・資格を対象とします。これにより、実務経験での登録技術者は、「経営事項審査時の技術者名簿」に記載され、かつ経書の該当業種に対応する技術者人数が確認できるもののみ（最大2業種）となります。
（なお、新規雇用・退社等に変更がある技術者名・取得資格は、別紙二「技術職員名簿」に朱書きで加筆修正の上、雇用関係及び資格を証する書類の写しを添付してください。）

3 申請を行うことができない方

次のいずれかに該当する者は、入札参加資格申請書及びその添付書類を提出することはできません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者。
- (2) 申請しようとする業種について、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の規定による許可を受けていない者。
- (3) 申請しようとする業種について、法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていない者及び結果通知書の年間平均完成工事高の実績を有していない者。
- (4) 市町村税ならびに消費税及び地方消費税の滞納がある者。
- (5) 経営事項審査又は資格審査の申請において虚偽の申請を行った者。（過去に虚偽の申請を行い、既にそれを理由とした法に基づく処分又は呉市水道局の入札参加資格の取消をされた者で、資格審査の申請日において当該処分の日から3年を経過している者を除く。）又は重要な事項について記載（添付）しなかった者。

4 資格の通知

資格を認定したときは申請者に通知します。

5 資格の取消

資格認定後、経営事項審査の申請又は資格審査の申請において、虚偽の申請を行ったことが判明した場合等には、資格の取消しを行うことがあります。

6 資格の有効期間

資格の有効期間は、当該資格が認定された日から平成24年度の末日までとします。ただし、当該資格は平成25年度においてもその年度における資格が認定される日まで有効とします。

別表（提出書類一覧）

：必要 ：該当者のみ

番号	項目	備考	呉市 様式	書面申請	
				市外 業者	市内・ 準市内業者
1	建設工事入札参加資格審査申請書	代表者印は実印を押印すること。	様式 1		
2	営業所一覧表（写し可）	建設業許可申請書に添付したもの又は営業所の許可業種が分かるものに限る。（主たる営業所と呉市に登録する営業所等の記載がある頁のみ。）			
3	建設業許可証明書又は通知書（写し可）	建設業法第3条第1項の規定により許可されていることを証する書面。			
4	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し可）	審査基準日から1年7か月以内の有効かつ最新のものに限る。（数字の不明瞭な写しは受け付けない。）			
5	納税証明書（消費税及び地方消費税）（写し可）	「未納の税額がない。」旨の記載のある納税証明書。 【その3, その3の2, その3の3】			
6	委任状	代表取締役から支店長等に対する委任事項を証したものの。なお、委任状には受任者印・代表者印を押印すること。			
7	商業登記簿謄本（写し可）	申請者が 法人の場合のみ 。			
8	誓約書（個人事業者用） 代表者の身分証明書（写し可）	申請者が 個人事業者の場合のみ 。身分証明書を添付すること。	様式 2		
9	使用印鑑届	入札・契約・請求などで使用する印鑑を登録する。代表者印は実印で押印すること。	様式 3		
10	印鑑証明書（写し可）	印影の鮮明なもので原寸大。用紙がA4でない場合は台紙に貼って提出すること。			
11	納税に関する誓約書（法人・代表者・受任者用） 上・下段とも記入のこと	法人及び個人とも滞納がない旨の誓約と調査同意書類。 【法人・個人事業者の誓約】 法人名、個人事業者名での誓約。実印を押印すること。 【個人の誓約】 代表者個人又は受任者個人名での誓約。認印も可とする。 代表者又は受任者（委任関係がある場合は水道局との契約権限を有する受任者）の個人の住所を記載し、個人印を押印すること。	様式 4		
12	営業用機械・器具調書	市内・準市内業者のみ必要。 呉市資産税課へ提出する償却資産の提出書類のコピーでも可。	様式 5	-	
13	営業所等所在調書	市内・準市内業者のみ必要。 様式6-2の写真はカラーのこと。カラーコピーでも可。	様式 6	-	
14	技術職員名簿（写し可）	直近に受審済みの経営事項審査申請書の別紙二。 別表二に記載してある者のみ技術者として登録する。 変更がある場合は朱書で加除訂正すること。追加した技術職員については当該資格を証する書面及び雇用関係の確認できる書面の写しを添付すること。		-	
15	主観的事項の状況	市内・準市内業者のみ必要。 該当項目がなくても必要。	様式 7	-	
16	ISO9001 登録証及び付属書類（写し可）	呉市内の営業所等の登録が確認できるもの。 （建設業に関するものに限る。）		-	
17	ISO14001 登録証及び付属書類（写し可）	呉市内の営業所等の登録が確認できるもの。 （建設業に関するものに限る。）		-	
18	エコアクション2.1ガイドラインに基づく認証・登録に係る認証・登録証（写し可）	呉市内の営業所等の登録が確認できるもの。 （建設業に関するものに限る。）		-	
19	呉市建設業危機管理対策協議会会員証明書（写し可）	呉市役所総務課（4F）に事務局（25-3565）あり。		-	
20	CPDS 取得単位証明書（写し可）	呉市内営業所所属の職員の氏名欄に印等を付け、判別できるようにすること。（呉市へ提出用のみ）		-	
21	建築 CPD 認定時間数証明書（写し可）	呉市内営業所所属の職員の氏名欄に印等を付け、判別できるようにすること。（呉市へ提出用のみ）		-	
22	障害者雇用状況報告書等（写し可）	障害者雇用義務のある者：障害者雇用状況報告書。 障害者雇用義務のない者：障害者の雇用状況を確認できる書類（障害者手帳等） （呉市は市内・準市内業者を対象。呉営業所等の関係分を提出）		-	
23	工事経歴書（写し可）	経営事項審査申請書に添付したもの。		-	
24	受付票		様式 8		
25	返信用封筒（長3サイズ）	宛名を記入し、80円切手 を貼り付けた上で提出すること。持参による場合は1通、郵送の場合は2通提出すること。			
26	ファイル（A4サイズ・ピンク色）	番号24・25以外は書類を綴じ込んで提出すること。 表紙及び背表紙には貴会社名を記載 してください。			

備考

- 委任関係がある場合の申請業種は、受任する営業所等の建設業の許可業種の範囲に限ります。
- 番号4については、希望業種の総合評定値（P点）及び完成工事高の数値が掲載されていることが必須です。
- 番号3（許可証明書）、5、7、8（身分証明書）、10については、申請書を提出する日の3か月以内に発行されたものを提出してください。
- 番号24、25は、ファイルに綴じ込まないでください。
- 提出書類の中で写しを提出する場合には、複写機による鮮明なもので、A4に調整し綴じ込んでください。（印鑑証明は原寸大のみ）